

高知県中山間地域等訪問看護サービス

確保対策事業

医療保険の方が
対象になります

高知県中山間地域等訪問看護サービス確保対策事業は、高知県内の中山間地域等に居住する訪問看護・リハビリテーションサービスを必要とする方々に対し、県内の訪問看護ステーション・病院・診療所が協力して、サービス提供を行うことができるよう、遠隔地への訪問看護師・理学療法士等の派遣について相談を受け、調整する事業です。

この事業をご利用いただける方

事業の対象者

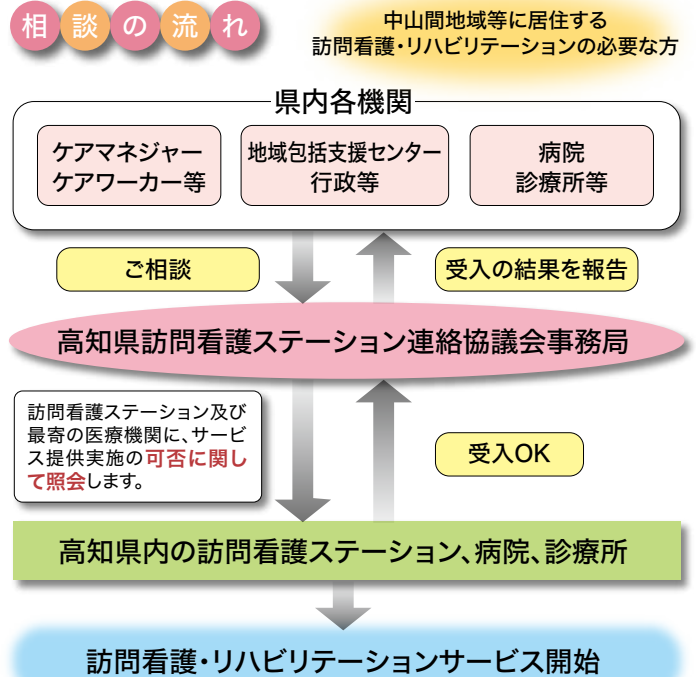
- この事業の対象者は、中山間地域等に居住して訪問看護・リハビリテーションを必要とする「医療保険対象者」となります。
 - 40歳未満の方
 - 40歳以上65歳未満の方(介護保険第2号被保険者)
 - 条件:16特定疾病※1の対象者ではない方
 - :16特定疾病※1の対象者であっても要支援・要介護に該当しない方
 - 65歳以上の方(介護保険第1号被保険者)であっても
 - 条件:要支援・要介護に該当しない方(介護保険を利用しない方も含む)
 - 要支援・要介護の認定を受けた方であっても
 - 条件:介護保険における厚生労働大臣が定める疾病等※2の方
- 具体的には末期がん、難病、小児、精神疾患の方などが対象となります。
- 通常介護保険での訪問看護・リハビリテーションの提供を受けている利用者で、特別訪問看護指示により、一時的に医療保険での訪問看護・リハビリテーションを提供する場合も事業の対象となります。
- 訪問看護・リハビリテーションを必要とする方が、「介護保険対象者」の場合、お住まいの市町村によっては、「中山間地域介護サービス確保対策事業」が活用できる場合があります。詳しくは、お住まいの市町村の介護保険担当窓口にお尋ねください。

※1 16特定疾病

- ①がん末期(医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る)
- ②関節リウマチ ③筋萎縮性側索硬化症 ④後縦靭帯骨化症
- ⑤骨折を伴う骨粗しょう症 ⑥初老期における認知症(脳血管疾患、アルツハイマー病、その他の要因に基づく脳の器質的な変化により、日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能及びその他の認知機能が低下した状態)
- ⑦進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病関連疾患
- ⑧脊髄小脳変性症 ⑨脊柱管狭窄症 ⑩老年症(ウェルナー症候群)
- ⑪多系統萎縮症(線条体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症、シャイ・ドレーガー症候群)
- ⑫糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
- ⑬脳血管疾患(脳出血、脳梗塞など) ⑭閉塞性動脈硬化症
- ⑮慢性閉塞性肺疾患(肺気腫、慢性気管支炎、びまん性汎細気管支炎)
- ⑯両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

※2 介護保険における厚生労働大臣が定める疾病等については2ページを参照

相談の流れ



対象となる地域(中山間地域等)

- | | | |
|-------------------------------------|----------|----------|
| 高知市: 旧鏡村、旧土佐山村の区域 | 東洋町: 全域 | 仁淀川町: 全域 |
| 室戸市: 全域 | 奈半利町: 全域 | 中土佐町: 全域 |
| 安芸市: 全域 | 田野町: 全域 | 佐川町: 全域 |
| 南国市: 上倉村、瓶岩村 | 安田町: 全域 | 越知町: 全域 |
| 土佐市: 高岡町、北原村 | 北川村: 全域 | 梶原町: 全域 |
| 須崎市: 全域 | 馬路村: 全域 | 日高村: 全域 |
| 宿毛市: 全域 | 芸西村: 東川村 | 津野町: 全域 |
| 土佐清水市: 全域 | 本山町: 全域 | 四万十町: 全域 |
| 四万十市: 全域 | 大豊町: 全域 | 大月町: 全域 |
| 香南市: 旧香我美町の西川村、東川村、
旧夜須町、旧赤岡町の区域 | 土佐町: 全域 | 三原村: 全域 |
| 香美市: 全域 | 大川村: 全域 | 黒潮町: 全域 |
| | いの町: 全域 | |

